

令和元年第3回西予市議会 総務常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月13日

1. 招集の場所 第3委員会室

1. 開会 令和元年9月13日

午前9時00分

1. 閉会 令和元年9月13日

午後3時04分

1. 出席委員

3番 宇都宮 俊文

7番 佐藤恒夫(委員長)

9番 竹崎幸仁

12番 井関陽一

13番 菊池純一

14番 中村敬治

16番 兵頭学(副委員長)

1. 欠席委員

なし

説明のため出席した者の職氏名

総務企画部長 三好敏也

総務課長 山住哲司

税務課長 浜田直浩

財政課長 宇都宮明彦

危機管理課長 谷川和久

まちづくり推進課長 一井健二

教育部長 宇都宮裕

教育総務課長 垣内俊樹

学校教育課長 富永達也

消防本部消防長 佐藤克也

消防総務課長 酒井広一

議会事務局長 富永誠

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局次長 山下一彦

1. 審査日程 別紙のとおり

1. 審査に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

審　　査　　日　　程

- 1 議案第 134号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第 135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議案第 136号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 145号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 請願第 1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書について
- 陳情第 4号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について

本日の審査に付した事件

- 1 議案第 134号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第 135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議案第 136号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 145号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 請願第 1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書について
- 陳情第 4号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について

会議の経過

開会 午前9時00分

○兵頭副委員長

これより令和元年第3回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会に当たり、佐藤委員長より御挨拶があります。

○佐藤委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、佐藤消防長より挨拶をお願いします。

○佐藤消防長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は举手をして、委員長の許可を得て発言をお願いします。それではこれよりの審査は委員長が行います。

【消防本部 消防総務課】

○佐藤委員長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）消防総務課所管分を議題といたします。酒井消防総務課長の説明を求めます。

○酒井消防総務課長

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）消防本部所管分について説明させていただきます。今回補正を予定しておりますのは、災害時における消防団のより効果的な救助活動を行うための資器材等の購入費用を計上するものでございます。

予算書の8ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、補正前の額は24億9127万9000円でございまして、今回補正額1875万1000円を増額させていただき、合計25億1003万円になるものでございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金を新たに660万5000円計上し、一般財源が1214万6000円増額するものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして、御説明をさせていただきます。予算書の23ページをお開きください。中段になりますが、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の補正前の額は1億6671万2000円。補正額1554万

1000円を増額いたしまして、1億8225万3000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金を新たに518万円計上し、一般財源を1036万1000円増額するものですが、このうち、特別交付税措置が8割講じられることとなっております。これは昨年の7月豪雨災害を受けまして、消防団救助能力向上資機材といたしまして、チェーンソー及びトランシーバーを購入するもので、このたび国庫補助金の交付決定を受けましたので、今回の補正に計上したものでございます。

以上、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長

酒井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

資機材の件で、消防団にチェーンソー及びトランシーバーを支給することですが、数量的にはどの程度、各分団に配られるかお伺いします。

○酒井消防総務課長

ただいまの御質問ですが、チェーンソーがですね103台、これにつきましては市内の各詰所に1台配備することとしております。次にトランシーバーについては420台購入することとしておりまして、このトランシーバーの各方面隊への配備台数につきましては、各方面隊からの要望に応じた配備数となりますけど、基本的には各方面隊の各部に4台、各分団の各分団長、副団長に各分団数の数、あと本部に必要な数となっております。

内訳といたしましては、明浜方面隊が27台、宇和方面隊122台、野村方面隊が120台、城川方面隊が78台、三瓶方面隊が69台、団本部が4台、以上となっております。

○佐藤委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

○中村敬治委員

今答弁の中でチェーンソー103台と言われましたけど、このチェーンソーの仕様といいますか、馬力とかいろいろ使用目的とか、どういうことを想定されて103台、皆全て103台同一機種なのかどうかですね、いろいろ多種多様な機種なのか、林

業用のチェーンソーであれば木材を切るだけなんですけれども、いろんな鉄骨とかそういうものも切れるようなのか、災害時というのはいろんな形の災害があるわけでございまして、汎用品なのか、どういう目的を備えたチェーンソーなのか、その辺わかる範囲で結構ですのでお願ひします。

○酒井消防総務課長

ただいまの御質問ですけど、まずチェーンソーの種類につきましては、全てが同一機種でございます。なぜ、チェーンソーを買うようになったかという理由なんですけど、7月の豪雨災害を受けまして、その後に、消防団に必要な資材という要望調査を行ったときに、今回の災害で、結構木材を切る必要があったということで、必要性があるということで、まずはチェーンソーを選んだということで、要望理由としてはそういうことでございます。

○佐藤委員長

ほかございませんか。

○宇都宮俊文委員

今の件ですが、私も24、5年ぐらい消防団おりまして、チェーンソー当然あったんですが、この間に使ったことが1回か2回あったかなぐらいで、やっぱりもともと多分どの詰所もあろうかと思うし、農家がおるとこであればそれぞれ持っていますし、1番は今まであったものを管理されておるのか。例えば、たまに使ったら刃の手入れとか、やっぱり与えられてそのままやり飛ばしで、本当にいるときに使えないような状態だったりないので、当然今まであったのも使ってもらって新しいのも使う、それぐらいのやっぱり消防団も意識が大事だと思うんで、そこら辺徹底してもらって、必要なものは使える、当然今まであったのも使えば2台になりますし、そういう意識の啓蒙というか、普段の手入れも、できるだけやっぱりやってもらって、どうしてもやっぱり災害時にはチェーンソー必要だと思いますし、特にまちなか、チェーンソーを使ったことがない地域も当然あろうかと思うんで、そこら辺できるだけ指導してもらって、安全に使えるような道具は1台でも多い方がいいと思いますんで、そこら辺をやっぱり注意してもらったらと思います。

○酒井消防総務課長

ただいま御質問にありました。消防団の資器材の管理の面なんですけど、各詰所に備品台帳を整

備しております、これにつきましては月1回点検を行っております。また年1回は幹部の方が回られて、備品台帳の確認を行っているところでございます。また購入するだけで、訓練等をしなかったら何もなりませんので、今回の購入に合わせて、消防団のほうの指導もですね、消防本部といいたしまして、訓練計画を定めましてその活動指針によってですね、今後訓練を実施していくように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○菊池委員

今のことの関連なんですけど、購入されて訓練をやる。その訓練の中で、私も去年の災害のときに、倒木なんか切るのに、自分とこにあるようなのを持ち出してやったんですけど、目立てをしてないとか、非常に機能しなかったというのがありますけど、管理の物自体の状態を常にベストの状態に持っていくような、その管理の仕方が多分訓練の中では織り込まれると思うんですけど、ぜひそういうことを、できたら目立ての仕方なんかも上手な人おりますのでそういう人に聞いて、みんなにそれが徹底できるようなことを、やってほしいなと思います。これ要望ですけど。

○酒井消防総務課長

今の意見を参考にいたしまして、他の訓練のほうにつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長

ほかございませんか。

○井関委員

ちょっとお聞きするんですが、せいよチャレンジ・スペースへの移動に関してはここでの質問ではないんですか。資機材とか、整備機器を移動させて、チャレンジ・スペースに移動させるいうのがあるでしょう。今の同じ23ページのちょうど下の。これは消防ではないんですか。

○酒井消防総務課長

危機管理課です。

○井関委員

ではいいです。

○佐藤委員長

ほかございませんか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予

算（第2号）消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：17）

○佐藤委員長

再開を告げる。（9：24）

【教育総務課】

ここからは、教育部の審査となります。審査に先立ちまして、宇都宮教育部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮教育部長

挨拶を行う。

○佐藤委員長

それでは、議案第145号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。垣内課長の説明を求めます。

○垣内課長

それでは審査していただきます、令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ474万4000円を増額し、予算総額を3552万8000円とするものです。

まず、歳入の部から御説明いたします。6ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金、474万4000円の増額補正につきましては、決算により繰越金額が確定しましたので、当初予算計上額1160万円と、決算額との差引額474万4000円を計上したものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書7ページをお開きください。3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、28節繰出金、一般会計繰出事業474万4000円につきましては、当初奨学資金の貸付原資を一般会計から繰り入れておりましたので、決算により確定しました、前年度繰越金分474万4000円を一般会計繰り出すものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長

垣内課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

今回の議案とは直接関係はないんですけれども、せっかくの機会ですのでわかる範囲でお答えしていただきたいなと思いますのは、直接市の教育委員会とは関係はないんですけれども、三瓶、宇和、野村の高等学校がよく新聞で三瓶が分校化をするというような話も、これは肃々と県の教育委員会のほうで、既定路線に従って進めておられるわけですけれども、私どもがちょっとわからなのは、市が中心というか、やはり高等学校3校が存続できないと、これから先を見通したときには、なかなか県内どこのこと学校もそうですけれども、定員割れのところがかなり多くなっている中ですね、やはり特色を生かして存続を図るというのが地域の活性化でもあるし、また地元の人も望んでおるわけですけれども、それらを踏まえて、やはりこれを議論するのはやはり高等学校の学校、それから地元、市を中心とした地元、市ですね、そして県の教育委員会と、こういうような3者がどういうような話し合いされて、どういう状況になっているのか、西予市の3校ですね、存続へ向けての再編、どういう進捗状況なのかなと。振り返ってみると宇和の話なんですが、宇和中学校、私は中学校卒業はしていない、その前の学校を卒業しておるわけですけれども、昭和40年ごろ今から50年以上前に宇和町では大英断をもって当時としてはですね、宇和中学校という一つにまとめたわけですよねこの当時、そしてそれが50年以上今も続いているわけです。そういうようになかなかこう、英断でもう政治的にといいますかそういうような形で進めないと難しいかなと。高等学校自身あるいは地元の市、そして県の教育委員会、三すくみのような状態で、先般も我々の会派こころざしで、こころざしやったか何やったかちょっとそのときは忘れましたけれども、県の教育委員会のほうに勉強会に行きましたけれども、県の課長さんいわく、教育委員会としてはこういう肃々と決められた図式に従ってしか、分校化になっていくしかないというようなことで、教育委員会が旗振りをして、高等学校を統合するとか、特色を生かしてこうするああするとかいうようなことは、あくまでも地元が主体に考

えていただきたいというような話が一方では出たわけです。そういう中で何とかしなければならないということで、もう行き着くところまで来てしまって、もう今さら手遅れかなという気もするわけですけれども、今現在ですね、教育委員会としてはどのように3つの高等学校をですね、どういう形で存続をしていくのが西予市にとって一番いいのか、その辺は何かいろいろ話し合いをされておる中で、何か妙案が見つかっておるのであれば、経過を含めて御説明いただけたらありがたいなと思っているところです。以上です。

暫時休憩を告げる。 (9:33)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (9:36)

○宇都宮教育部長

今ほどの御質問にお答えをいたします。今ほどの高校の魅力化ということありますけれども、まずこれにつきましては教育部所管じゃございませんので、詳細のことはお答えはできませんので、まずその点御了解いただきたいと思いますが、教育部のほうとして、現在わかっている範囲のところ、またこちらとして考えられる対応の状況について、お答えをさせていただきたいなと思います。

まず、それぞれの高校のほうですけれども、今年度に入りまして、より魅力化をするための具体的な状況を知ると、現状を知るということで、それぞれの高校のほうが協議をされまして、中学校の生徒また保護者等を中心としたところで、アンケートを取られているというふうに聞いております。その結果というのは、学校のほうではもう既に、把握をされているかと思っておるところです。それをもとに今後、具体的な対策とか、いうことを進められるんじやなかろうかと考えておるところであります。

西予市教育委員会としましては、義務教育の範囲の中で何かできるところが、というところでありますけれども、今年度からありますけれども、コミュニティースクールということで、地域とともにある学校をより進めるということで今、今年度からありますけれども、多田小学校、それから田之筋小学校、この2校をモデル事業として進めているというところであります。先般も、内子町で講演会等がありましたのでそちらにもま

いりましたし、またこれから後ですけれども先進地視察も、考えているというところであります。子どもたちに地域の魅力を知ってもらう、地域のよさを知ってもらう、そういうこと地域愛を育てるということをまず基本にさせていただいて、そして、将来の進むべき方向、というところを考えいただけるような、そういう道ができればというふうに考えております。以上回答とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほか、質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第145号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (9:39)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (9:39)

【学校教育課】

それでは続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）学校教育課所管分を議題といたします。富永課長の説明を求めます。

○富永学校教育課長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、学校教育課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきます。補正予算書24ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきまして、社会保険料14万6000円と嘱託職員賃金91万2000円を増額計上しております。これは学校教育課正職員が産前休暇を取得することに伴い、その後任として必要になった嘱託職員を雇用するための経費でございます。

以上、西予市一般会計補正予算（第2号）の学校教育課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○佐藤委員長

富永課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

ちょっと予算とは全然関係ないんですけども、今学校のほうで部活動のほうが休まなければならなくなつたという事態があると思うんですが、そちらのほう、今実施された中で何か問題点とか、そういう保護者からの意見とか、そういうのは出でないですか。

○富永学校教育課長

中学校のほうで、部活動についての取り組みを進めているところであります。今現在としては、まだ詳細の内容についての聞き取りは行っていないんですけども、10月ぐらいをめどにして、教育委員会のほうでも、実際の実施の状況を把握した上で、その成果であるとか、課題であるとか、そういうことについてもまた検討するようにしておりますので、それに向けて今後状況を把握して、結果を分析する予定としております。以上でございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：43）

○佐藤委員長

再開を告げる。（9：47）

【財政課】

ここからは、総務企画部の審査となります。審査に先立ちまして、三好総務企画部長より挨拶をお願いいたします。

○三好総務企画部長

挨拶を行う。

○佐藤委員長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）財政課所管分について、を議題といたします。宇都宮課長の説明を求める

す。

○宇都宮財政課長

それでは改めましておはようございます。それでは審査していただきます、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、財政課所管分について説明させていただきます。

まず、歳入のほうから御説明を申し上げます。予算書の9ページをお開き願います。7款1項1目、自動車取得税交付金3662万9000円の減額でございますが、10月1日からの消費税率10%への引き上げに伴い、自動車取得税が廃止となりますので、国の予算資料に基づいて交付金を減額するものであります。関連がありますので、予算書の14ページをお開き願います。21款1項1目、環境性能割交付金でございますが、自動車の取得に対する取得税が廃止になり、新たに自動車の燃費性能等に応じて課税されます環境性能割が創設され、地方に対しては交付金として交付されますので、歳入予算に21款、環境性能割交付金を新設し、令和元年度の普通交付税の算定資料に基づいて、871万7000円を計上するものであります。

ここで補足説明をさせていただきます。提案理由の補足説明の中で、今回の地方税の原資については、国税のほうで補填されるということを御説明申し上げました。今回の西予市の補正予算をみると、自動車取得税交付金が大幅に減額して、環境性能割交付金は新設しておりますのすけども、減額したよりは交付金が増えてないのが現状でございます。これにつきましては、国の税制改正によります増減見込み額を見ますと、令和元年度の単年度の影響として、全国の市町村の自動車税などの車体課税が総額で49億円減少します。一方、国からの自動車重量譲与税が、譲与割合の引き上げにより、同額の49億円増加する見込みとなり、減少と増加が同じような国の試算にはなっております。これも実際に全国の市町村というマクロ的な総額であるので、これは1718ある市町村で見ると実際には、交付額の実績を見ないと、判断できないと考えております。実際に当市の9月補正予算額は、補正予算だけ見ますと逆に2791万2000円の減額となっております。国の指導では、自動車取得税は795億円減少し、新しく創設されます自動車税の環境性能割は519億円ふえる算定になっております。となると、本当であれば環境性能割交付金ももう少し、自治体に交付されるのではな

いかと考えるんですけど、自治体に交付されます交付金は、実際も、今の段階では減額で見込んでおります。

また国の指導にもとづきましたら、自動車重量譲与税これを本来であれば、今回の補正で増額すべきではあるんですけども、今の普通交付税の算定資料を見ると、自動車重量譲与税は、昨年とほぼ同額で国から通知が来ておりましたので、現時点では積算指導根拠がないので、先ほど説明いたしましたとおり増額ができないのが現状でございます。

続きまして予算書の9ページにお戻りください。8款1項1目地方特例交付金、6116万8000円の増額でございますが、幼児教育、保育の無償化に係る地方負担分については、令和元年度は消費税率引き上げに伴う、地方の税収がわずかであることから、子ども子育て支援臨時交付金が、地方特例交付金の中に創設され、全額国庫措置をされます。

続きまして13ページをお開き願います。17款2項18目地域振興基金繰入金でございますが、地域振興交付金は、まちづくり推進課管理分と、財政課管理分とに分かれています。今回の補正は、財政課が管理しています地域振興基金のうち、基金の設置目的であります、西予市における市民の連帯の強化、また地域振興に要する事業の財源といたしまして、繰入をするものでございます。

具体的に充当事業を申し上げますと、せいよチャレンジ・スペース事業に1552万4000円、游の里健康センター運営委託事業に407万円、城川堆肥センター運営事業に1000万8000円、ジオリゾート整備事業に2018万8000円、4つの事業に今回基金を取り崩して充当いたしております。

続きまして、同じく13ページになりますが、18款1項1目、繰越金でございますが、平成30年度の決算が確定いたしまして、歳入歳出差し引き額が15億6493万9000円がありました。このうち、令和元年度への繰越財源7億2825万7000円を除きますと、繰越金が8億3668万2000円となります。当初予算計上額との差額5億3668万2000円を今回増額するものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。20款1項8目臨時財政対策債でございますが、臨時財政対策債の発行可能額が今回決定されたことに伴い、当初予算計上額との差額4989万1000円を減額

するものであります。

続きまして歳出について御説明申し上げます。予算書の15ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業204万7000円でございますが、平成30年7月豪雨災害において被災をいたしました、野村支所第2別館1階の、主に照明器具などの修繕を行うものであります。被災後、1階を使用していました団体との建物使用賃貸契約の解除を8月に行いました、それ以降は1階の使用を禁止しています。2階と3階は、使用に問題がなかったのでそのまま使用させていました。昨年度は、他の施設の災害復旧を優先的に進めてまいりましたので、今回の補正予算計上となりました。

続きまして、16ページをお開き願います。3款1項3目老人福祉費野村介護老人保健施設事業会計繰出金69万円でございますが、地方創生推進交付金の交付決定を受けて取り組む、外国人材活用推進事業において、実際に外国人実習生を受け入れます、つくし苑が実施する事業部分に対する交付金をつくし苑に繰り出しするものであります。

続きまして、25ページをお開き願います。13款2項1目基金費、財政調整基金事業4億1900万円でございますが、歳入で御説明申し上げましたように、平成30年度の決算が確定いたしましたので、地方財政法第7条第1項の剰余金のうち、2分の1を下回らない金額を積み立てなければならない、の規定に基づきまして財政調整基金として積み立てるものでございます。同じく、西予市地域振興基金事業2億5886万3000円でございますが、今回指定管理施設の経営の健全化、または改革に要する経費、地域経済の活性化及び振興に要する経費の財源として積み立てるものでございます。歳出の説明は以上であります。

一点申しわけございません。歳入の説明が漏れておりました。9ページにお戻りください。9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の算定結果に基づいて、当初予算との差額1億1349万9000円を増額するものでございます。

以上、財政課の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○竹崎委員

予算書16ページの先ほど説明のあった、せいよチャレンジ・スペースの整備事業の件であります。この件、数年間ずっと保護者たちの熱い想いがあったわけなんですが、それがよい方に進んでいる、ということをお聞きしております。現在の進捗状況をちょっと知りたいんですが、構いませんか。

○宇都宮財政課長

暫時休憩願います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。 (10:01)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (10:03)

○宇都宮財政課長

今の竹崎議員の御質問ですけれども、財政課のほうが説明申し上げましたのは、歳入の充当につきまして説明申し上げました。歳出につきましては、福祉課所管になりますので、福祉課のほうで対応させていただきたいと思います。以上です。

○佐藤委員長

よろしいですか。ほかございませんか。

○中村敬治委員

13ページのですね、地域振興基金繰入金の中で先ほど説明いただきました中にですね、4つの施設に取り崩して入れるという話の中で、堆肥センターへ1000万円ほど入れるという話があったんですが、堆肥センターへ1000万円というのは毎年入れられるとのどうか、それと何のために、この1000万円が堆肥センターに必要になったのかですね、堆肥センターの運営自体はこれは必要で、結局堆肥をそういう農協を通じて販売もされておりますが、経営実態というのがちょっと彼らではわからないんで、この財政課長さんに聞くのもなんかちょっとといけんのかなと思うんですけれども、この1000万円についてわかる範囲説明願つたらと思います。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村議員の御質問ですけれども、今回財政課のほうで先ほど申し上げましたように、財政課が管理します基金のほうから充当いたしております。堆肥センターの充当事業につきましては今回、大規模な修繕、これが計画的に行われておりますので、今回その財源の一部として財政

課が所管します基金を充当したものでございます。通常の委託料ではございません、大規模修繕に係る経費の一部です。以上です。

○佐藤委員長

よろしいですか。ほかございませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (10:06)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (10:17)

【まちづくり推進課】

それでは続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。一井課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

総務企画部まちづくり推進課長の一井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、まちづくり推進課所管分について御説明をさせていただきます。

まず歳出予算から説明をさせていただきます。予算書の15ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費8目電算管理費3億2014万9000円を176万円増額し、3億2190万9000円とするものです。今回の補正は、電算システム開発導入事業におきまして、福祉事務所所管において、生活保護制度における進学準備基金の創設に伴う生活保護システムの改修、生活福祉部所管におけるマイナポータルへの健康情報連携のための、健康管理システムの改修と、旧姓併記対応のための印鑑登録システムの改修を行っております。生活保護システムは、平成30年6月8日から改正生活保護法が施行され、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、進学準備給付金を支給する制度が創設をされました。これに伴いまして、マイナンバーとの情報連携が、令和2年6月から開始されることにより、生活保護システムと情報連携できるよう改修を行うもので、改修費用と

して70万4000円を計上しております。改修費用につきましては、国から3分の2の補助を受けることになります。次に健康管理システムにつきましては、令和2年6月から乳幼児健診などの検診データをマイナポータルを通じて提供を行うほか、他の自治体との情報連携をするための改修が必要となりまして、その改修費用として57万2000円を計上しております。改修費用につきましては、国から3分の2の補助を受けることになります。次に、印鑑登録システムにつきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から印鑑登録証明書などに、旧姓を併記するための改修が必要となり、その改修費用として48万4000円を計上しております。なお生活保護システムと健康管理システムの改修に伴います、国庫補助金につきましては、生活福祉部において85万円の歳入予算を計上しております。

次に、予算書の16ページをごらんください。2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、2億9297万円を298万円増額し、2億9595万円とするものです。今回の補正は、13節委託料におきまして、高校魅力化事業として198万円を増額補正するものであります。なお関係資料を配信しておりますので、そちらのほうをごらんください。近年、市内高校の生徒数が大幅に減少しております、愛媛県教育委員会においては令和2年4月から三瓶高校の分校化を決定され、今後は募集停止や廃校も懸念しているところでございます。また、宇和高校や野村高校でも生徒数の減少に伴いまして、同様の事態になることも考えられることから、市といたしまして高等学校教育の衰退がさらなる人口流出を招き、悪循環に陥ることを大変危惧しているところでございます。そこで、市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努めるとともに、人口流出の抑制や移住定住促進につなげるため、市内3高校と連携した公営塾の開設を目指すものであります。公営塾の開設は、令和2年4月からのスタートを計画しております、そのスタッフは地域おこし協力隊制度を活用して、全国から数名程度の人材を募集する計画といたしております。なお公営塾は、五つの本質的目的を持ち、進めてまいりたいと考えております。

一つ目は、高校進学時に市外に出ず、地元の高校を選択すること。

二つ目は、市外からの生徒の受け入れを促進すること。

三つ目は、卒業後の市内での就職率を高めること。

四つ目は、卒業後の進学率を高めること。

五つ目は、市外に進学した方が、何らかの形で地元とつながり続ける人材を育てることで地元の魅力に気づき、将来的にはいわゆるブーメラン人材として、地元に戻ってくること。

以上の目的を念頭に、公営塾での学習プログラムを組み立てていき、最終的に定住人口が増加するような人材育成を図ってまいりたいと考えております。また資料にありますとおり、高校との連携を図りながら、次年度4月からの開設に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、19節負担金補助及び交付金におきましては、地域おこし協力隊事業として100万円を増額補正するものであります。野村地区で活動をしています隊員1名が令和元年12月31日で地域おこし協力隊の任期が終了いたします。任期終了後は隊員として、活動期間中に開発いたしました、イノシシ肉を利用したラーメンを生かして、移動式のラーメン店を開業させる計画とされております。そのためキッチンカーを購入し、改裝を行う費用として、地域おこし協力隊起業支援補助金を交付するものになります。

次に、歳入予算について御説明させていただきます。予算書は戻りまして、11ページをごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、4185万6000円を144万円増額し4329万6000円とするものです。今回の補正は、つくし苑、両市立病院、市内関連施設等における外国人材活用に係る調査研究、また技能実習生の受け入れ体制の構築を図るための経費等について、第2回地方創生推進交付金の交付申請を行っていたところ、令和元年8月2日に内示がございまして、交付対象となる144万円を本課で歳入計上し、外国人活用推進事業として、歳出のほうは医療対策推進室で75万円、野村介護老人保健施設事業会計に69万円を計上いたしております。

予算書は、13ページとなります。17款繰入金、2項基金繰入金、32目ふるさと応援基金繰入金1億4301万1000円を8249万6000円増額し、2億2550万7000円とするものであります。この増額分は、平成30年度にふるさと納税を通して、西予市

に寄附されました寄附金を一般財源に繰り入れするものでございます。今回の補正は、平成30年7月豪雨災害発災時に、使い道を災害支援としてふるさと納税を活用した寄附金フォームを作成いたしましたところ、平成30年度に5,428件、8249万6615円の寄附金を全国から御支援いただきました。いただいた寄附金は西予市ふるさと応援基金条例に基づき、基金に積み立てを行っております。通常のふるさと納税寄附金は、寄附者が選んだ使い道に沿った、次年度の各事業に充当することにしておりますが、災害支援の寄附金につきましては、事業を限定するのではなく、広く災害復旧に活用するため、一般財源に繰り入れすることとしております。

以上、予算説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

予算書の16ページのですね、地域振興費の中の右側の事業概要、高校魅力化事業という説明を聞いたわけですけれども、生徒数の確保などを目指して公営塾を来年の4月から198万円でスタートしたいということのようですが、ここの中の目的として、①番からいろいろ先ほど説明ありましたけれども、⑤番まで掲げられておりますけれども、これらは当然、今までそれぞれ西予市には3つの高等学校あるわけですから、高等学校の中で真剣にしっかりと取り組んでこられたものと思うわけですけれども、それがなかなか不十分だということで、市のほうからもこういう形で、具体的に予算を投入して応援したいということだろうと推定するわけですから、市内の3つの高等学校がですね、定員割れせずとですね、定員を確保して地域の魅力ある高等学校になるということを皆さん、西予市民が皆願っておるところなんですけれども、実態は先ほども言われましたように、非常に、交通の利便性が逆に災いして、宇和中学校でもほとんど6割ぐらいの生徒がよそへ出でていってしまうと、高等学校ではですね。それを逆に呼び戻そうということで、非常に考え方はいいわけですから、当然市として、市が幾ら力

んでもこれ解決する問題ではない、やはり高等学校、あるいは地元の方々、市も含めですね、そして県の教育委員会が所管しておりますので、この3つが一体となって、高等学校に対する考え方をしっかりと取り組んでいかないかんわけですかけれども、私どもが見ますと、今までかなりこう対策がなされてはおったんでしょうけれども、目に見えるものが全くなかったわけです。そういうことで、もう行き着くところまで行って、復元不可能かなというところまでもうこれ状態が悪化しておるわけですけれども、これらについてですね、何か具体的に、いろいろ高等学校、それからその地元それから教育委員会を交えてですね、会議が開かれておると思いますけれども、その辺のいきさつですね今後の方針といいますか、そういうものを、どうすれば高校が活性化できて地域が、高等学校の再生化が図られるのかということについての、今後の取り組みというか方針というものがですね、協議の内容を踏まえてですね、そういうところをちょっと説明願ったら非常にありがたいなと思うんですが。

○一井まちづくり推進課長

委員御指摘のとおり、今各3校でもですね、高校の魅力化に向けた取り組みを進めておられます。実は県の教育委員会の補助を受けられておると伺っておりますけれども、3高校の魅力化の合同プロジェクトというのを3高校で立ち上げられて、事業をまず展開をされておられるところでございます。その事業の中ではいわゆる地域連携といたしまして、西予市との連携、情報共有という形で取り組まれておりますが、平成29年度からですね、その魅力化の事業についてのプロジェクトの内容、あるいは今の現状についてのプレゼンという形にはなりますけれども、会を年2回ほどですね開催をして、市としても参画をさせていただいております。

また学校独自としましては、魅力化を図るための3校合同でのですね、授業、例えば講演会であったり、あるいは学習会であったり、また部活動の合同の部活動練習とか、そういったもので連携を図って、より水準をですね学と部活動の水準を高めるということで、取り組まれておられるところです。また文化的なものとしましては、西予ジオパークをテーマにした、地域の学習会への参画、屋形船のもう帶同をしたりとかですね、あと

ジオパークの独自の地質についての研究をしたり、そういった中で地域とのつながりを持っていただいておるというようなもの、あるいは地域の資源を生かした特産品の開発とか、そういったものを進めておられます。またあわせまして、対外的に向けた西予市のPRと情報発信という形の事業、そういった物々を魅力化プロジェクトという形で取り組んでいただいております。こうした中で西予市としましてもジオパーク、当課であればジオパークについての学習について講師派遣をしたりとか、いうことで係わることにしております。

いろいろ情報共有をする中で、やはり公営塾という地域、学校、市が一体となった取り組みで、やはり学力もアップするんですけれども、今後大学入試改革が予定をされておりまして、より人間力といいましょうか、傾聴あるいは思考力、判断力、そういったものが段々、大学入試制度の改革にかわっていくという、そういう面の内容も加えていかなければならぬ状況ということで、学校側のほうから公営塾開設についての御要望を受けまして、市といたしましても、公営塾を通じて、先ほど申しました5つの目的を達成するために、来年度からですね着手していきたいなど考えております。また当然公営塾を進めるに当たりましては、地域の皆様の理解が必要となりますので、そういった公営塾はどういうものであるかということについての情報の共有も地域の皆様と今後譲って参りたいとは考えております。以上でございます。

○中村敬治委員

ありがとうございました。先ほどもちょっと、質問を教育委員会の方に質問したんですけども、やはり50数年前ですね、宇和中学校ということで宇和町、当時の宇和町が多々ある中学校を1つに、政治的な大英断だったんだろうと思思いますけれども、それが成し遂げられまして、今に中学校が1つだけ存続して非常に生徒もたくさん入っておると、部活動も活発で非常に学校もまあ隆盛を極めておると思うんですけども、残念なことに地の利がいいことで、ほとんど卒業生が外へ出るということですから、やはりそういう今魅力化ということで、それは魅力化を高めて存続できればいいんですけども、この大きな流れというのはやはり統合をしてですね、存続を図らないと

非常に難しいのかなという面もあるわけですが、そういう統合化に向けた何か話し合いというか動きというか、これはなかなか事務レベルで進めておったんでは、統合なんかという話は、それぞれの思惑が入り乱れて難しいのかもしれませんけれども、西予市としてはやはり3校がいつまでも存続することは願ってはおっても、実際もう難しいと、これだけ人口が激減しておる中で、そうすると統合して1校にして、魅力化を図り存続をしていくというような方向性というのは、何かこう整理できないもんでしょうかねと、その辺、まずは魅力ありきで取り組んでみてそのあとよ、と言いましたんではもうこれ何もかもが後手後手になってしまって、高等学校の3つとも共倒れになってしまふんじやないかなと、県の教育委員会の方針に従ってやっておりますと自然消滅してしまうんじゃないかなという、危惧があるわけすけども、何か統合に向けての妙案というのはないもんでしょうか。

暫時休憩を告げる。（10：38）

○佐藤委員長

再開を告げる。（10：39）

○三好総務企画部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけれども、今課長が申しましたように本当に今、3校非常に厳しい状況になっております。そういう状況にあるからこそ魅力化を高めて今の3校の魅力を高めて、今の高校を存続させたいという思いから、こういった公営塾の事業に取り組むということでございます。

今全国的に、人口減少が進んでおりますので、検討いたしましてもそこら辺の中長期的な計画もあろうかと思いますけれども、市といたしましてはここがなくなれば地域も廃れるということがございますので、一生懸命今の事業、その他また魅力化、それから他県からもですね、来てもらうような魅力化を図りながら、高校を存続させたいっていう思いでありますので、今のところは考えていないので現状でございます。以上でございます。

○竹崎委員

ただいまの説明で中村議員が言われた将来的な、遠い将来の展望というのは、一理あると思いますが、今三好部長が言われた、まず当面の対応

ということは、恐らく地域住民にとったら、大変ありがたいお言葉だったと思います。高校の自助努力、それから地域の熱い思い、行政サイドの支援というような視点で、説明いただきました、先ほど課長から。高校魅力化事業の概要をずっと見てまして、内容そのものの公営塾の、特に内容の概略は私たち見てわかったんですが、その公営塾を過去にやられたところで、成功例みたいなものがあったら、それを具体的にわかりやすく説明いただけましたら、恐らくテレビをご覧になっている方にとっても、もっと安心されるんじやないかと思うわけです。わかる範囲で結構ですから、説明いただきたいと思います。以上です。

○一井まちづくり推進課長

県内では伊方町、いわゆる三崎高校です。それと上島町のほうで公営塾を開催をされております。三崎におきましては全国募集も行っておられまして、具体的に定員に近い応募数があつておるということで伺っております。すいません、ちょっと数字的なものは持ち合わせておりませんが、申しわけございません。なおあわせまして国公立大学等への進学者もふえておるというお話も伺っております。沖縄のほうにおきましても、石垣のほうであったかと思いますけれども、偏差値30幾つのところから、偏差値55そういうようなところまで上がっていったというお話を聞いてはおります。またあわせまして公営塾を卒業をされた方が、地域に帰られて就職をされてるという話も伺っております。また直接学生さんのお話ではないんですけども、地域おこし協力隊で来ていただいておられる方が、当然その学習された、協力隊として終わられた後もですね、地域に残って定住をされておられるというケースも伺っております。これはちょっと直接高校の魅力化ということではないんですけども、最終的に魅力化を通じた移住定住のところに向けたものにも波及をしていておる、最終的にはこの塾については、移住定住が目的にはなるんですけども、そういうところへもつながっていっておるということで伺っております。以上でございます。

○竹崎委員

さらに詳しい内容よくわかりました。成功例として、県内外を問わずプラスの方向に動いてるっていうことはよくわかりました。もう少しちょっと詳しいことをお聞きしたいのは、例えば公営塾

が来年の4月から実施されるということ、それが例えば場所的な問題、とかいうのもやはり、不安やないですか。その辺あたりや、この地域の方にもう少しこうわかりやすい、現段階で結構です。例えば公営塾を運営するに当たっては、高校のすぐそばのどつか施設を利用するのか、それとも高校内を利用できるのかとか、その辺あたりも多分、気になるところだと思うわけです。わかる範囲で結構です。お願いします。

○一井まちづくり推進課長

御質問ございました内容的なもの、運営的なものでございますけれども、やはり公営塾を開設いたしましたら放課後というところがまず、開設時間的にはございます。したがいましてあまり、生徒の負担にならない、移動を必要のないというところで、学校の例えば空き教室を活用させていただくというような方向で今、高校側とも調整を行っているところでございます。また学習プログラムにつきましては、ニーズ調査、どういったニーズがあるのかっていうことも改めて調査する必要がございますので、一応3校連携としておりますが、まだ具体的にはですね、学校どういう方向で展開していくのかというのは、県教育委員会の関係もございますので、まだ調整中ということでございます。しかしながら、今回募集をしてまいるわけで、年明け1月からは募集をかけていきたいと考えておりますので、それまでにはもう少し具体的な中身があるものにしていきたいなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○井関委員

今の関連なんですけども、いろいろ説明していただきました。私たちも隠岐の島の海士町なんかで、隠岐の国塾っていうどこも視察させていただいたんですが、成功事例の一つやないかなと思うんですけども、実際今、竹崎議員も言われましたが、その場所的にこの3校で開くようになりますと、この198万っていう金額がどうなのかなというのが一つ疑問があるのが1点と、それから野村町は今地域づくり交付金を利用させていただきまして、地域塾というのを今既に開校しておるんですが、その辺との整合性どのようにとっていかれるつもりでおられるのか、その辺2点ほどお聞かせ願えたらと思います。

○一井まちづくり推進課長

まず御質問の1点目でございますけれども、今回は募集をする人件費に要する委託のみとなっておりますけれども、新年度からは具体的に運営にかかわってまいりますので、一応協力隊1人400万の特交措置があるんですけども、その中の活動費、人件費を見込んで、新年度においては何名体制となるかはちょっと今後なんですけども、特交措置の範囲の中で進めて、特交措置が400万なんですけども、その範囲の中で運営していきたいと思いますし、当然開設に伴う備品とか、資機材等もありますので、それも当初予算のほうで計上をしてやっていきたいと思っております。

2点目につきましては御質問のとおり野村には地域塾がございまして、若干ちょっと被災を受けられたというところで、なかなか今苦慮をされておるということで伺っておりますし、今お話をちょっとと間接的にいただいた中では、連携をしていきたいなというお話はちょうどいいしております。また宇和地区においても、野村もそうですけれども、民間の塾もございますし、当然その学習関係の、教材を利用した学習関係も競合する部分も生じるので、そのあたりの民間との整合性、ちょっとといろいろ課題は大きいものがあると思うんですけれども、お互い不利益とならないように調整を今後していきたいと考えております。以上、答弁としていたします。

○井関委員

別添でつけてもらっている資料の2ページ目のほうに、令和4年からは自立化ということが書いてあるんですが、これ自立してもずっとそこをやっていくような方向でも、行政としてはも令和4年からタッチをしないような方向で今考えられておるんですか。

○一井まちづくり推進課長

スケジュールのほうには、自立と書いておりますけれども、当然今後支援をしていく、市としては支援をしてまいりますので、すぐについたてを外すということではございません。まずこの3年間、しっかりと公営塾運営をしていきまして、検証をしていきながら、それで4年後には全く手を引いて、運営がいかなくなるということについてはないような体制で支援はしてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）まちづくり推進課所管分について、原案の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：51）

○佐藤委員長

再開を告げる。（10：56）

【危機管理課】

○佐藤委員長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）危機管理課所管分を議題といたします。谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

危機管理課長の谷川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、危機管理課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして予算書12ページをお開きください。これから御説明します歳入は9款消防費、1項消防費、4目災害対策費への充当となります。まず、14款県支出金、2項県補助金、9目消防費県補助金、1節災害対策費県補助金として、今年度愛媛県において新設された補助金を2件計上させていただいております。

1件目、自主防災組織活性化支援事業費県補助金として60万円を計上しております。これは、歳出予算として計上させていただいております、当事業への事業費120万円に対する補助で、事業費の2分の1の補助となっております。なお、事業内容につきましては、歳出予算で改めて説明させていただきます。続きまして、災害情報伝達設備強化事業費県補助金について、御説明させていただきます。この補助金は、愛媛県において住民への災害情報伝達をより迅速かつ確実なものとし、住民が適切な避難行動をとれるようにすることを目的とし、市町の屋外スピーカー設備の高性能化や、戸別受信機の整備等に対して補助を行ってい

ただくもので、当市におきましては、昨年豪雨災害で被災しました、貝吹公民館横の屋外拡声子局の改修に対して、当初予算に計上させておりますが、その事業への事業費補助となります。計上金額としましては、県補助基準額の上限165万円の2分の1で82万5000円を計上させていただいております。以上で歳入予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして歳出予算について説明をさせていただきます。予算書は23ページをお開きください。今回の補正では災害用資機材施設整備事業、及び自主防災組織活動育成補助金事業の2事業で予算計上させていただいております。

まず、災害用資機材施設整備事業としまして、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、15節工事請負費に50万円、18節備品購入費に151万円を計上しております。これは三瓶町津布理地区の旧授産場跡地に今年度より建設されます、せいよチャレンジ・スペースを、地震津波災害時の三瓶支所現地対策本部として使用するための経費として計上するもので、西予市本庁舎との信用光ケーブルの引き込み工事費として50万円、内部に納めるネットワーク接続機器類、及び非常用発電機の備品購入にかかる経費として151万円を計上させていただいております。

続きまして、自主防災組織活動育成補助金事業としまして、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、19節負担金補助及び交付金補助に120万円を計上させていただいております。これは6月定例議会で中村敬治議員から、そして、本議会でも中村一雅議員からの一般質問での答弁でも触れさせていただきましたが、愛媛県において昨年の豪雨災害を受けて、自主防災組織活動の一層の活性化につなげるため、自主防災組織が実施する防災訓練や地区防災計画の作成等に要する経費を支援する、自主防災組織活性化支援事業費補助金交付要綱が、令和元年6月25日に施行されたことに伴い計上するもので、1組織当たりの補助上限額30万円の、4組織分120万円を計上させていただいております。補助額30万円のうち2分の1を県が、残りの2分の1を市が負担するもので、県補助金については歳入予算で計上させていただいております。今後は実践いただく組織を選定し、主に地区防災計画の策定支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

谷川課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

チャレンジ・スペースの整備のほうなんですが、これ整備されたあとの管理運営っていうのはどこがどういうように担当されるんですか。

○谷川危機管理課長

施設自体の運営の方は指定管理者のほうで運営していただくということになります。現地対策本部に関しては、三瓶支所総務課が指揮をとるということになりますので、その後の現地対策本部の運営訓練も含めて、そちらのほうは三瓶支所総務課のほうで行うということにしております。

○井関委員

ふだんはそこにはいなくて、災害が起きたときにだけ職員がそこに行くということでよろしいですか。

○谷川危機管理課長

現地対策本部としての職員派遣は、津波災害等発生した場合になります。ただ、発電機等の施設は通常でも使えますので、チャレンジ・スペースの運営の際に自然災害と風水害等で停電等が発生した場合には、そちらの非常発電機を使って照明等を使っていただくとかいうようなことも、今後指定管理者とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

○竹崎委員

関連です。地元の古老、古い書物によりますと、新池という池があるんですが、その下まで船が流されている、ということは言い伝えとしても残ってます。つまり非常災害、大きな津波の際には、石崎という地区があつて橋があるんです、そこから上が新池です。ですからその石崎というところを超えて、さらに新池の下まで船が流れてるっていう記録があるわけですから、心配するのは、せっかくその今の支所では役に立たない、そういう意味で、支所総務課が緊急の場合、津波災害等あそこへ移動して町民の安心安全の拠点とするというのも非常にありがたいことです。ですが、一つだけ気になるのは高さの点、ですので、想定外という状態が起こりうるということがある

ので、できるだけ発電機とかそういうものについてはもう少し高い場所へ、今ある高さはどのぐらいかわかりませんけれども、そのあたりも精査していただいて、安心安全をさらに高めていただくなと、より住民は安心できると思います。よろしくお願いします。

○谷川危機管理課長

御指摘ありがとうございます。今回のチャレンジ・スペースの建設場所につきましては、市が愛媛県の被害想定をもとにつくっており、津波ハザードマップにおきまして、約50センチ程度の浸水深があるということでございます。ですので、盛り土の造成はしませんけれども、事務所スペースがある床面を基礎部分から1メートル上げるというふうな設計とお聞きしております。しかしながら、想定外ということもあります、最大想定というのは1,000年に1度クラスの津波災害を想定しておりますので、それより頻度は高くても津波の影響が少ない、災害には十分対応できるかというふうに思っております。まだまだそこでも大丈夫なのかという話もありますので、今後も現地対策本部も可能な限り、そういうままで施設が必要になると思うんですけども、今回チャレンジ・スペースを使用させていただくということになりましたが、これからもそういう検討は隨時行いつきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○中村敬治委員

23ページの、自主防災組織活動育成補助金事業120万ということについて質問させてもらいますが、これやっと県が補助をするということで、市も残りを全部負担するということで、自主防災組織としては非常にありがたいことで、100%補助ということになりますので、いろんな資機材が拡充できるんじゃないかと思いますが、実際は今話を聞きますと30万円で4組織というようなことを説明があったわけですけども、市内には自主防災組織が68ぐらいあると聞いておって、それぞれ規模の大小とか、取り組み方の意欲でのこぼことか、非常に相当格差があると聞いております。そういう中で、やはり言われております自助、共助、公助という中の発災直後の自助、共助というのが1番大事なことで、今までそういうことで地域づくり協力の形で補助金を利用して施設整備をされておると思いますが、どういう自主防災組織として

はですね、規模の大小もありますけども、施設の整備をしていくことを目標としておって、68ある組織をですねどういうように今後レベルアップを図っていく計画なのか、その辺計画があれば、全額補助が続く限りひとも早くそういう体制を構築していただきたいという気持ちがありますので、どういう考えで今後こういう自主防災組織の組織力を向上される計画あるかお伺いします。

○谷川危機管理課長

まず予算計上しております4組織という組織数につきましては、県の補助金を策定される、予算の段階で県のほうで各20市町の状況を見て割り当てという形で、西予市4組織いたしております。その分を計上させていただいております。先ほどの予算の説明でも少し触れましたけれども、今回のこの県の補助金に関しましては、市がこれまで行ってきました自主防災組織の補助金、いろいろな備品購入とかっていう細々したものが余りメニューにはなくて、もう少し大きく、防災訓練に要する費用とか、地区防災計画を策定するための講師派遣費用とかそれらを配布するまでの経費とかというふうに、ある程度対象経費というものが限られています。ですので、これまで既存の市の補助金も活用していただきながら、こちらのほうはこれまで議会でも答弁させていただきましたけれども、西予市の広い範囲の中でそれぞれ地域との災害特性が違う状況を鑑みて、より地域に即した計画を、各組織ごとに組み立てていただきたいということで、地区防災計画の支援に対してを行う考えであります。これまで地区防災計画、それぞれ市の方まで上がってきてない地区のほうでつくられた地区はありますけれども、具体的に国が推奨しておる、地域防災計画にまで載せる地区防災計画っていうのはまだ上がっておりませんので、もうこの件の3ヵ年事業を利用して、68組織あります自主防災組織全てということにはこの補助金の活用ができないと思いますが、ある程度その策定を支援したものをもとに、全ての組織において計画が策定できるように、地域においてはこの補助金を活用していただいて、市のほうではそれをさらにこう広げていくような取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

○中村敬治委員

地区防災計画策定というのはこれ非常に大事な

ことですので、先に策定に向けての支援をしたいということですけど、資機材等については補助があるんじゃないかなと思いますけれども、これはないのですかね、この辺、地区防災計画策定に主眼を置いた形での県の補助の要件というのがそうなっておるんですか。その優先順位というのは、何か決まったようなものがあるのかどうか。その辺あれば具体的ですね、どういう地区防災計画、皆どこも策定されてないと、68組織どこもないということですから、それをつくるのに1カ所、30万ほどずつかかるということであれば、これはもうこれでもうそれ以上のことはできないわけですけれども、いろいろ地域振興基金なんかでいろんな資機材が買われておるところもあります、設置されておるところもあると思いますけども、そういうものがまだまだないところもあろうと思いますが、その辺はいかがですか。

○谷川危機管理課長

県の補助事業ですけれども、補助対象経費と認められておるものを持ち上げさせていただきたいと思います。先ほど言いましたように講師等を派遣する場合の報奨費、それから講師派遣に関する旅費、それから需用費ですね、用紙代とか消耗品費、それから燃料費、印刷製本費、それから役務費それから委託料、これは専門性が高く事業実施に必要な委託であってということですので、大学生さんに委託されるとかというような形になるのかと思います。それから使用料関係、それからおっしゃられました備品購入費もあります。

こちらのほうは、事業の目的を達成するために必要となる資機材等の備品の購入にかかる経費ということになっております。主なものということはそういうことになります。

これから組織を選定してやっていただく中で、当然目的を達するために、地区防災計画をまず作るのに訓練を実施するとか、そのときに必要な資機材であるとかっていうことを、地域のほうとも話し合いをしてですね、必要であればそれは当然、申請金額の中には入れたいと思います。ただ、いかんせん30万円という限られた予算でありますし、先ほど目的を達成するために必要なものということになっておりますので、うちのほうが、既存にあります、自主防災組織の補助金のほうも組み合わせて御使用いただいても構いませんし、可能な限り必要なものは支援を行っていきた

いというふうに思っております。

○井関委員

今の組織の問題なんですが、実際、課長も来ていただいとった防災のワークショップの中で、上野地区がこういうことをやられたということで、そこにおられた野村の人々はそれに感銘を受けて、いろいろやっていきたいなという意見が結構ちらほらと聞くようになりました。その中でこの4組織しかいけないっていう話になりますと、なかなか選定が難しいんじゃないかなと思うんですけども、この4組織だけじゃないといけんっていうことになると、手挙げた順番になるのかその辺はどういうふうに取り決められる予定ですか。

○谷川危機管理課長

地区防災計画に関しては、全ての地域でつくっていただきたいというふうにも考えております。ただ、行政側のサポート力にも限界がありますし、補助事業として使えるのも4事業の掛ける3カ年あったとしても12組織ということになろうかと思います。ただ、昨年の災害以降、愛媛大学のほうも全面的に協力をいただいてですね、海岸部の津波災害に関しては、事前復興共同研究ということで、愛媛県と沿岸5市町、愛媛大学、東京大学で共同研究をさせていただいております。こちらのほうでも既に明浜地区において、ワークショップを開催して、今宮野浦を先頭にやつておるんですけど、こここの着地点も、地区防災計画の策定というふうなところに置いております。今後、9月に3回宮野浦でワークショップをさせていただいたんですけど、今後、明浜のほかの地区にも同様なワークショップを開催していくということで協議を行っています。こういった事業も活用しながら、地区防災計画を進めさせていただく、こちらの自主防災組織の補助金等に関しても、目的は同じなんですけど、愛媛大学等の御協力もいただきながら先ほど、井関議員もこの前参加をしていただいておりますけれども、野村地区のほうでそういう動きが活発化しております。ぜひ、そういったところから、ことしはまた年度途中の事業ということもありますので、なおさらそういういったワークショップ等を進めているところをまず優先的に進めたいと思っております。ただ、予算的にも補助の年限からも、全てをこの補助金ではカバーできませんので、あとは行政側もノウ

ハウを蓄積させていただいて、西予市主導でそういう策定を進めていくという方向で、行政も勉強しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）危機管理課所管分について、原案の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：17）

○佐藤委員長

再開を告げる。（11：19）

【税務課】

○佐藤委員長

それでは、議案第136号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。浜田課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、西予市税条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明申し上げます。

平成28年度の税制改正におきまして、自動車税及び軽自動車税において、それぞれ環境性能割が創設され、現行の自動車税を自動車税種別割、軽自動車税を軽自動車税種別割とし、令和元年10月1日から施行されることになっております。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割の賦課徴収費については、当分の間県が行うこととなっておりまして、そのため、市町の軽自動車税環境性能割に係る非課税対象車両の範囲を県の自動車税環境性能割の対象車両の同一の取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものであります。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

浜田課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第136号 西予市税条例の一部を改正する条

例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：22）

○佐藤委員長

再開を告げる。（11：23）

【総務課】

それでは続きまして、議案第134号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは審査していただきます、総務課所管の議案第134号、西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について御説明させていただきます。

議案書18ページをお開き願います。会計年度任用職員制度につきましては、これまで各種の会議等で御説明をいたしておりますが、50年に1度と言われるような大きな制度改正でございまして、当市ではこれまで関係部局と協議を重ねながら制度設計を進め、このたび制度の大枠が固まりましたので、基本となる条例を上程するものでございます。

全国の多くの自治体におきまして厳しい財政状況を踏まえ、業務の効率化、組織のスリム化を図る中で、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員の果たす役割は非常に大きくなっています。その数も年々増加傾向にあります。しかしながら、臨時・非常勤職員制度の趣旨に沿わない運用、また、適正な任用が確保されていない状況が問題となっていたところであります。このような背景から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公民館長等の特別職非常勤職員の一部や、臨時・非常勤職員として採用されてきた非正規職員につきましては、令和2年4月から、全国的に統一された会計年度任用職員制度へ移行することになりました。

会計年度任用職員は地方公務員法の適用を受け、条例規則等に基づき服務規律、給与等の支給及び勤務条件が定められることになります。

19ページをお開き願います。本条例では制度の

移行に伴いまして、本市が任用する会計年度任用職員の任用形態をフルタイムとパートタイムに分け、当該職員に給付する給与、手当、または報酬等に関して定めるものでございます。会計年度任用職員はその職種に応じて一般職の正規職員の給料表を適用し、前歴等により加算される号級格付に基づく給料または報酬となります。また、職務内容に応じた手当が支給されることになります。給料の号給につきましては、会計年度任用職員の職務が補助的業務であることを踏まえまして、上限を設けることといたしております。

期末手当につきましては現在フルタイムの臨時職員等には2.8月分、パートタイムの場合はひと月分を支給しておりますけれども、制度移行後におきましてはいずれも、正規職員と同様に、2.6月分となります。またフルタイムの職員には、退職手当も支給されるということになります。パートタイム職員の報酬につきましては、月額の給料から勤務時間に応じた報酬額を算出し支給をいたしますので、基本的にはパートタイムの時給単価が上がるということから、同じ勤務時間の場合は年収ベースでは上昇するということになります。

そのほか、社会保障、休暇制度につきましても制度の充実を図ることといたしております。こうした勤務条件等の待遇改善によりまして、現状のまま移行した場合は、市財政の大きな負担が生じるということを踏まえまして一部の専門職を除いて、会計年度任用職員、特に一般事務補助の職員につきましては、パートタイムでの任用を基本の方針とし、全体的に勤務時間の縮減を図ることといたしております。

今後の運用上の詳細な点につきましては、さらに関係部局、また職員組合等との協議を経て詰めていく予定といたしております。以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第134号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (11:29)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (11:29)

【総務課】

○佐藤委員長

それでは、議案第135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、を議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは続きまして30ページをお開きいただいたらと思います。

議案第135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、御説明いたします。

会計年度任用職員への移行に伴いまして、関係する13の条例について所要の整備を今回行うものでございます。なお、整備に関する条例のうち、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、従来公務員の欠格要件でありました被成年後見人の規定が削除されたことに伴い、あわせて関係条例の整備を行っております。

それでは、各条文ごとに概要を説明させていただきます。第1条の西予市職員定数条例の一部改正につきましては、常時勤務職員の考え方方が今回整理をされまして、職員定数から除かれる臨時の職員には、臨時の任用職員のみが含まれるとしたものでございます。なお会計年度任用職員は職員定員にはそもそも含まれていないということになります。

第2条の西予市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、条件付任用期間、いわゆる試用期間でございますけれども、これが適用される職員に会計年度任用職員も含まれるとするものでございます。

第3条の西予職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、分限処分の対象に会計年度任用職員を加えるもので、その休職につきましては一般職が3年が上限でございますが、会計年度任用職員はその任期内とするもので

ございます。

第4条の西予市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、懲戒処分の対象に会計年度任用職員を加えることによるものでございます。

第5条の西予市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等については、規則に定めることとしたものでございます。

続いて第6条の西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないということによるものでございます。

第7条の西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員に期末手当を支給することができる規定が、地方自治法の第230条の2に加えられたことに伴い、その条ずれの整備を行うものでございます。

第8条の西予市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給与に関しては別の条例で定める、つまり先ほどの西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を根拠とすること、また、公務員の欠格条項から被成年後見人の規定が削除されたことによるものでございます。

第9条の西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正は、単純な労務に雇用される職員に分離される会計年度任用職員に係る給料及び手当の支給に関する規定を加えるということと、公務員の欠格条項の改正に伴う整備を行うものであります。

次に第10条の西予市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、旅費条例の適用からはパートタイムの会計年度任用職員は除くと、いうこととしたものでございます。ただし、パートタイムの会計年度任用職員の出張等に対しましては、この旅費条例の例によりまして費用弁償を支給するということといたしております。

続いて第11条の西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正による条ずれの整備を行うものであります。

第12条の西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、毎年度

公表をいたしております、人事行政の運営の状況の対象となる職員からフルタイムの会計年度任用職員を除くことによるものでございます。

最後になりますが、第13条の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、適用条項の整備を行うものでございます。なお、会計年度任用職員に係る改正につきましては、令和2年、来年の4月1日から施行いたしますが、公務員の欠格条項の改正に係る改正につきましては、法の施行にあわせまして令和元年12月14日から施行ということになっております。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(11:36)

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:36)

【総務課】

○佐藤委員長

続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）総務課所管分を議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは次に、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務課所管分について御説明をさせていただきます。

今回は歳出のみの補正となっております。予算書15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務課庶務事業198万5000円でございますが、こちらは明浜支所総務課に在籍する職員が、産休、育休の休暇を取

得するため、その代替の臨時職員にかかる経費、また三瓶総務課におきましては、ことしの5月1日付けで人事異動に伴い正規職員が1名減となっております。今後の業務量等を鑑みた場合に、その補助を行う臨時職員が必要ということで、その経費を計上するものでございます。

続いて16ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の財源内訳におきまして、人件費の財源に子ども子育て支援事業費国庫補助金100万円を充当し、一般財源を減額するものでございます。以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：39）

○佐藤委員長

再開を告げる。（11：42）

【議会事務局】

ここからは、議会事務局の審査となります。審査に先立ちまして富永議会事務局長より挨拶をお願いいたします。

○富永議会事務局長

挨拶を行う。

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案審査のほうに入りたいと思います。

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）議会事務局所管分を議題といたします。富永局長の説明を求めます。

○富永議会事務局長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）のうち、議会事務局所管分について御説明申し上げます。

予算書15ページをお開きください。1款1項1

目議会費95万5000円の補正は、委員会事業であります。令和元年6月18日に設置されました、西予市指定管理施設調査検討特別委員会、9名及び随行職員1名の行政視察研修に係る旅費及び車の借上料が主なものでございます。なお、令和元年6月10日に可決されました、西予市地域防災体制特別委員会2名の定数減においては、今回の補正で相殺しております。以上、議会事務局所管分についての説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長

富永局長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決決定することに決しました。

それでは、予定されておりました議案審議が終了いたしましたので、これにて令和元年度第3回定例会総務常任委員会を散会いたします。午後からは、請願・陳情の審査を同委員会室で行います。

○兵頭副委員長

ご起立ください。お疲れ様でした。

【請願・陳情審査】

【請願審査】

再開：午後2時2分

○佐藤委員長

それではこれより、請願第1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書について、を議題といたします。請願の内容につきましては、先日の委員会協議会の折に配信をしておりますので、朗読は省略をいたします。本請願の審査に当たっては、西予市議会基本条例第5条第3項の規定に基づき、提出者から現地で説明を求めたところです。

それではこれより、審査に入ります。御意見はございませんか。

○菊池委員

今現地視察に行きまして、住民の方からいろいろ聞きました。それであそこは今お寺ですが、今守りをしてる人が亡くなられたんで、よそから

来られるとるみたいなんですけど、ふだんそういうことで、住人としてはおられんのですけれども、地区の人の話を聞いたら、もう、結構地区の人らが頑張って、あそこを掃除したり、保存したり力を入れられるとるということで、さっき熱心に言われとったんですけど。そういうことも含めましてですね、あれがコテンとなつたらいかんいうことで何とかいう請願なんですけど、ちょっと専門家ですね、どういうふうな処理するのが1番有効的なのか、そこにいろんな経済的なもんや、原型を余りいじらないとかいうようなことも、書いてありましたので、そういうことも勘案しながら、金額的にやっぱり1番の問題金額ですけん、金額的にどんなもんなんかあつちゅうのを、ちょっと出してもらうということで、やるかどうかということになつたら私は賛成ですね、ジオパークの非常に貴重な物語がちゃんとある、そういう由緒正しい石ですけん。そこら辺のことは含めて、私は取り組んだらいいというふうに思います。以上です。

○佐藤委員長

ほかに御意見はございませんか。

○中村敬治委員

私も菊池委員と同じように、石城地区の議員ですから、今、菊池委員から提案がありましたように、一応できれば委員会で採択をしていただきましてですね。調査をした上で、次のステップに進むのが、調査した結果、多分これは不要だというような結論が出ればの話ですけど、そういうことはないと思いますので、やはり何らかの対策を講じる必要は、あれだけ亀裂が入って不安定な状態になって、徐々に徐々に広がっておりますので、いずれ何かの拍子にぱかっと大きく割れて、人身事故にもつながりかねないという、参拝客の方あるいは、年に1度の4月8日の花祭りの時には、非常にたくさん的人が来られてこの周辺では餅まきもしますし、いろんな行事が行われておりますので、そういう中で、大事故などにつながらないためにも、何らかの検討はしておく必要があるし、また検討結果によっては、どういうような方向へ対策を進めるか進めないかも含めてですね、まず検討すると、この採択をして検討していただくということが1番大事なことではないか、その検討結果を踏まえてまたどうするかということは、また、行政側でまた判断していただけるんじ

やないかと思いますので、ぜひこの請願については採択をしたい、という方向で賛成いたします。

○佐藤委員長

ほか、御意見はございませんでしょうか。

○井関委員

これもにも書いてありますが、7月16日に回答があるということで、西予市から一応回答は出ているという中で50万円を限度にというような話がありますが、この会として、この委員会として、そういうことではなくて、もっとその上をいつて改修するんであれば、もっと対応してくださいというようなほうに受けとめるのか。どういうふうに対応されるのか、そこら辺をもうちょっと皆さんのお見を聞きとつたらいいんじゃないかなと思います。

○佐藤委員長

今、井関委員のほうから、要望書市のほうに出ていて、回答が行政のほうから出てる分も資料についてあると思います。その中で、巨石の保全工事に関しては、ジオサイト整備事業の対象となるため、調査設計費用及び工事費について補助対象経費の5割が補助、ただし上限50万円とされますっていうふうなことで回答が出ております。その50万円の範囲内で整備をしてもらうのか、それ以上のことをするのかっていうふうなことをちょっと、委員会のほうで聞いてみたっていうことを井関委員のほうから意見が出たのですが、どのような形で進めていくべきかっていうので、御意見があればお伺いをいたします。

○中村敬治委員

これは7月16日付けで、区長さんあて市長からの回答ですから、それまでにいろいろやりとりされた結果がここに集約されておることだろうと思いますので、その後において9月議会においてこれ改めて、これでは何か制限がかかっておるし、いろいろな制約がある中ですから、議会のほうへ請願書を出してですね、こういう制約を前提としてやなしに、この文書は当然・・。

○井関委員

7月1日です、16日より前です。

○中村敬治委員

7月1日ですか、16日より前ですか。いずれにしろ、議会のほうからも応援をということですね。ですから、回答が50万円というていわれますけれども、調査をしてみたら50万円で終わるか

どうかいうのもこれわからないわけですね。そういう、市長からの回答文書に重きを置いて取り扱うのではなくて、自由な立場でやはり調査に臨んでいただいて、その調査結果に当然ステージプランがつくと思います。第1案であればこの程度、2案であればこの程度という、いろんな景観面でプラスとか、マイナスとかいろいろここに4つの項目が地元から要望が出ておりますけれども、これらを点数化したときに、どれが1番望ましい、対策工事かというのは必然的に出てくると思うんですよ。そういう中で、今言う、市長からの回答に縛られるんではなくて、フリーの立場でやってもらったら1番いいんかなと思って、私はおります。

○佐藤委員長

今、中村委員のほうから、今のそのような意見が出ております。もう一つ気になるところっていうのが、この回答書の中で、ジオパークのジオの整備保全事業の対象しかできないですよっていうふうな形のものが、回答として出てるわけで、それ以外のものになると、行政のほうもどれを使つていいかっていうのが非常にわかりにくくなるのではないかっていうことと、それと一つ、ここをお大師様とかっていうふうな形のものが入るとしたら、政教分離的なものも関係をしてくるんじゃないかなっていうふうにも感じるんですが、そのあたりのことについて、御意見はどんなでしょう。

○兵頭副委員長

暫時休憩願います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。 (14:12)

再開を告げる。 (14:16)

○兵頭副委員長

ただいまの山田薬師の請願ですが、この請願を見ますと、この内容自体が金額的なことは一つもありませんし、ただこの巨石を何とか保存してくれという請願ですので、そういう観点からいきますと、これを認めるか認めないか、採択するか採択しないかという判断だけでこの請願はそれでいいんじゃないかなと思います。

○佐藤委員長

ほか、御意見はございませんか。

ほかに御意見がないようですので、採決に移り

たいと思います。

請願第1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書について、これを採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員あります。よって、当委員会としては採択することに決しました。

暫時休憩を告げる。 (14:17)

○佐藤委員長

再開を告げる。 (14:20)

【陳情審査】

続いて陳情第4号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書についてを議題といたします。陳情の内容につきましては、先日の委員会協議会の折に配信をしておりますので、朗読は省略をいたします。

これより審査に入ります。御意見はございませんか。

○中村敬治委員

ちょっとお尋ねしますけれどもこれあの新聞記事も、去年の12月21日で付いておりますが、その後関係者の方は、西予市に限らず、県内の各市町にこの陳情出されておると思うんですが、その辺の経過は何か事務局のほうでは出されておるんですか、これ意見書ですよね、意見書とは書いてありますけれども、その辺ちょっとお尋ねしたいと。

○山下次長

暫時休憩願います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。 (14:23)

再開を告げる。 (14:48)

○山下次長

県下各市の状況でございますが、松山市、西条市につきましては、陳情の提出がございません。そして今治市は郵送で机上配布、宇和島市郵送で不受理、伊予市につきましては12月審査予定ということでございます。八幡浜市は郵送で議長預かりとなっております。東温市は郵送で机上配布となっております。大洲市は郵送で机上配布ということでございました。その他、町につきましては、議会中のところが多く、返事待ちのところもございますが、おおむね提出がないというところ

がほとんどでございました。以上でございます。

【署名】委員長：

○佐藤委員長

ほかございませんか。

○菊池委員

この陳情の内容を読んでいますと、家庭教育というものはそれぞれの家庭が責任を持って、責任というかもう当たり前のことですけど、やるというのが基本ですけど。これができたらもう言うことないと思うんです。しかし、それをやろうと思つても、現代の社会では大変社会構造が変化しまして、非常にコミュニティーが薄れてきた、そういうこともありますまして非常に関係、周りの関係が非常に希薄化しております。そして、そういうことで孤立した家庭がふえているということが、いろいろ事件や、そういうことにもつながっておるというふうにみます。

そういう意味ではやっぱりこれ、子どもたちをですね、しっかりした成長を応援するためにも、その家庭というのはやっぱ社会と国の基本単位であって、家庭倫理というのがやっぱ社会倫理の基礎になっていくことはこのとおりだと思います。そういう意味でも、また教育基本法にもありますように、やっぱりそういう意味で、支援をしていくことはこれは非常にこれは大切なことやと思います。その程度は考えんといけませんけど、ある意味支援は、私は賛成いたします。以上です。

○佐藤委員長

ほか御意見はございませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。陳情第4号「家庭教育支援法」の制定を求める意見書については、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

これにより、当委員会としては採択することに決定いたしました。

本委員会に付託されました請願・陳情についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

○兵頭副委員長

御起立ください。以上で令和元年度第3回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会：午後3時04分